

これまでの議論の整理

—平成17年10月介護報酬改定事項（案）について—

目次

- 介護保険法等の一部を改正する法律の施行（10月施行分）に伴う介護報酬改定について（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 施設介護サービス費の見直し（案）・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

- 基本食事サービス費の廃止に伴う介護報酬の見直し（案）・ 22

介護保険法等の一部を改正する法律の施行

(10月施行分)に伴う介護報酬改定について(案)

改定の概要

在宅と施設の利用者負担の公平性、介護保険給付と年金給付の調整の観点から、介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)において、介護保険施設等における居住費(滞在費)及び食費を保険給付の対象外としたこと(平成17年10月1日施行)に伴う介護報酬の見直しを行う。

1. 制度改正の趣旨

(1) 制度の持続可能性

- 介護保険制度は保険料(高齢者も負担)と公費という国民負担により支えられている制度であり、保険料の急増を抑えるためには給付の効率化・重点化が必要。

※参考

保険料を支払っている高齢者 : 約2,500万人
サービスを利用している高齢者(施設) : 約80万人

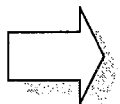
(2) 給付と負担の公平性

- 同じ要介護状態であれば、在宅でも、施設でもサービス利用の給付と負担は公平であるべきであり、施設給付の範囲については、在宅高齢者との公平性確保の観点から見直しが必要。(短期入所や通所系サービスにおける給付範囲の見直しも、在宅高齢者間の公平性の観点から行うもの。)

※現行では、同じ要介護状態であっても、在宅と施設とでは保険給付(及びこれと表裏の関係にある利用者負担)は、2倍近い差がある。

【1人当たり保険給付額、要介護度3~5の平均】

施設でサービスを受けた場合 : 約32万円/月
在宅でサービスを受けた場合 : 約15万円/月



介護保険の保険給付の範囲は、「介護」に要する費用に重点化し、「居住」や「食事」に要する費用については、保険給付の対象外とする。

2. 介護報酬の見直しの概要

(1) 居住費（滞在費）

- 居住環境（①ユニット型個室、②ユニット型準個室、③従来型個室、④多床室）の違いを考慮しつつ、保険給付の対象外とする。

(2) 食費

- 基本食事サービス費は廃止する。これに伴い、短期入所の介護報酬に含まれる食費についても保険給付の対象外とする。また、通所介護及び通所リハビリテーションにおける食事提供加算は廃止する。
- ただし、給食管理業務を含めた栄養管理業務については、その在り方を見直した上で、これを適切に評価する観点から、引き続き保険給付の対象とする。

3. 現行の施設サービスの介護報酬の仕組み

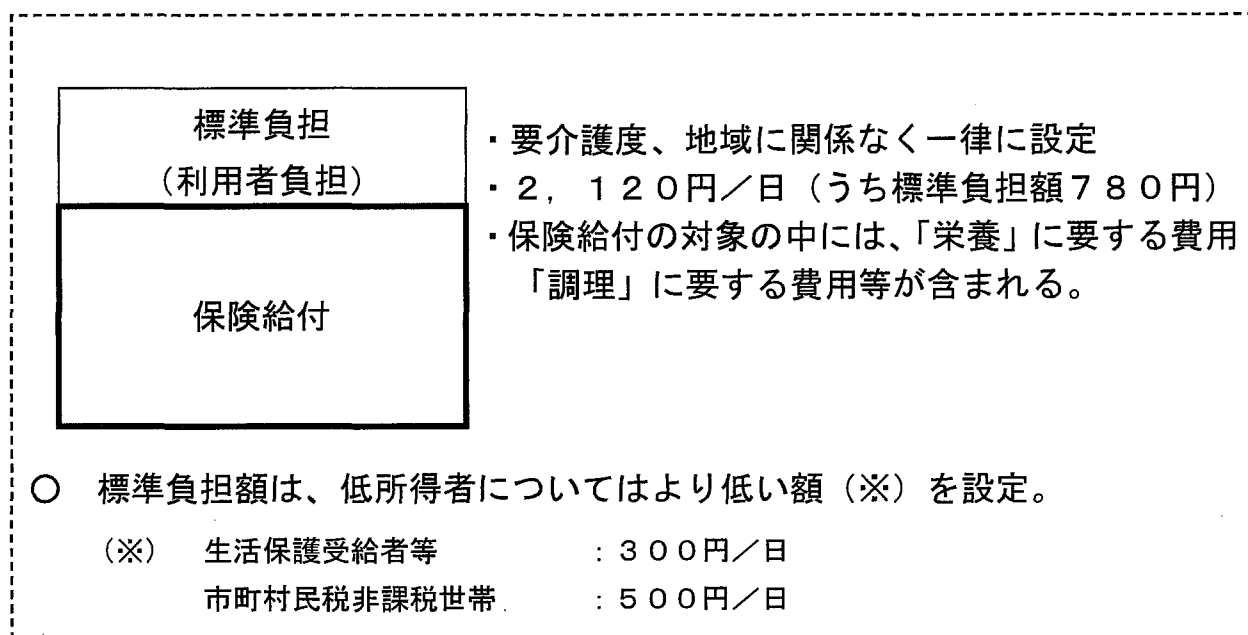
(1) 施設介護サービス費

利用者負担（1割）	・ 要介護度別の設定 ・ 1日当たり包括が原則 ・ 地域差については、1単位当たりの単価で調整 （例：特別区10.48円、特甲地10.4円等） ・ 保険給付の対象の中には、「介護」に要する費用のほか、「居住」に要する費用が含まれる。
保険給付 （食事の提供以外）	

○ 利用者負担については、一定の上限額（※）を超えた場合には、超えた分が申請により払い戻される仕組みとなっている。（高額介護サービス費の支給）

（※）	生活保護受給者等	: 15,000円/月
	市町村民税非課税世帯	: 24,600円/月
	上記以外	: 37,200円/月

(2) 基本食事サービス費

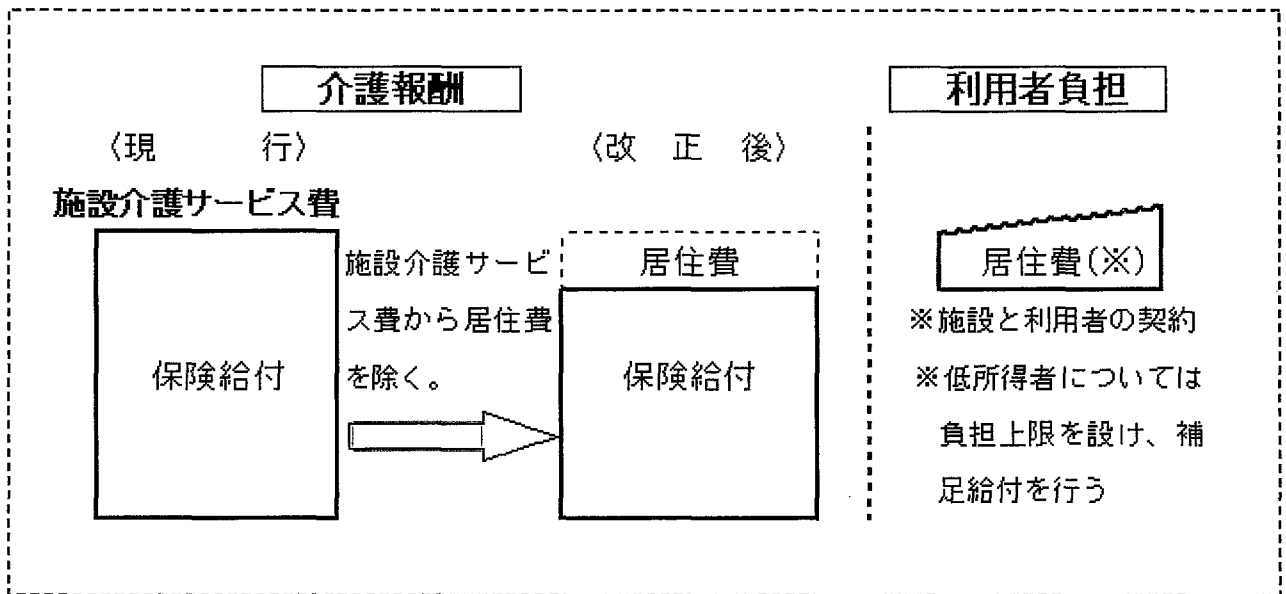


4. 見直しに当たっての介護報酬設定の考え方

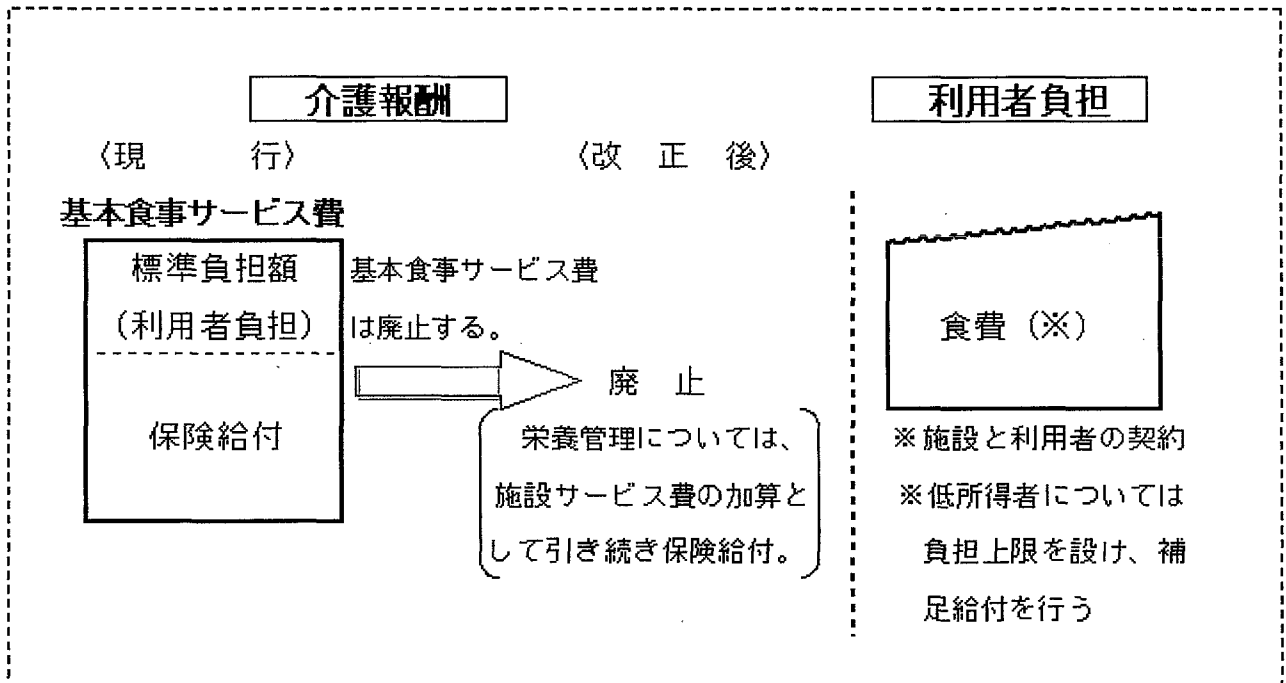
(1) 留意点

- 「居住」に要する費用と「食事」に要する費用を保険給付の対象外とするに当たっては、現行の報酬体系の違いを踏まえることが必要。
- 「居住」に要する費用は、現行報酬においては、「施設介護サービス費」の中で、「介護」に要する費用とともに一体的に評価されているため、現行の報酬から控除する「居住費」の範囲・水準を一定の考え方の下に決めることが必要。
- なお、利用者負担は保険外負担であり、その水準は施設と利用者の契約が基本。報酬から控除される額が一律に利用者負担となるものではない。

① 居住費



② 食費



(2) 報酬設定の基本的な考え方

- 現行の介護報酬は、全国一律の報酬として設定されており、改定に当たっても、介護事業経営実態調査に基づく平均的な収支バランス等を考慮しつつ、全国一律の報酬として改定が行われている。
- したがって、個々の施設ごとに見れば、設定された報酬（施設介護サービス費）と実際のコストとの間には差が生じ得る。

※地域差は1単位当たりの単価で調整している。

- 今回の見直しにおいても、これまでの報酬設定（改定）の基本的な考え方に基づき、報酬から控除する「居住費」の範囲・水準については、全国平均的なものとして設定する。

これまでの主な意見と考え方

(1) 実施に当たっての周知等

- 10月実施の趣旨について、利用者に対して周知・徹底を図ることが必要ではないか。また、現場まかせにするのではなく、厚生労働省としても周知を図ることが必要ではないか。

〈厚生労働省としての考え方〉

- 今回の施設給付等の見直しの趣旨は、
 - ① 介護保険制度は、保険料と公費という国民負担により支えられている制度であり、高齢者も負担している保険料の急増を抑えるためには給付の効率化・重点化が必要であること、
 - ② 同じ要介護状態であれば、在宅でも、施設でもサービス利用の給付と負担は公平であるべきであり、公平性確保の観点から、現行の介護保険の給付範囲の見直しが必要であることを踏まえて行うもの。
- こうした改正の趣旨については、厚生労働省としても保険者とともに、現場における利用者への周知や円滑な実施のための支援（パンフレットの作成など）を行っていくこととしている。

(2) 低所得者への配慮

- 今回の見直しで低所得者が施設に入りにくくなるのではないか。

〈厚生労働省としての考え方〉

- 改正に当たっては、低所得者の方々のサービス利用が困難とならないよう、負担上限額を定め、介護保険制度として一定の補足給付を行うとともに、高額介護サービス費の見直しや社会福祉法人による減免制度の運用改善なども併せて実施することとしている。

(参考) 施設給付等の見直しに伴う低所得者対策

1 補足給付（特定入所者介護サービス費）の創設

〈補足給付の創設〉

- 利用者負担段階が第1段階～第3段階の者（市町村民税世帯非課税以下）については、介護保険制度において、負担上限額を定め、補足給付（特定入所者介護サービス費）を支給。

〈第4段階以上の世帯に関する特例〉

- 利用者負担第4段階以上（市町村民税課税層）であっても、高齢夫婦二人暮らしで一方が個室に入った場合で、残された配偶者の収入が年額80万円以下であり、預貯金等の資産が450万円以下となるなど一定の場合には、当該世帯については第3段階とみなして補足給付を適用。

(参考) 補足給付の仕組み

(1) 居住費（ユニット型個室）に係る補足給付

基準費用額 6.0万円 (施設における居住費の平均的な費用を勘案して定める額)	補足給付 3.5万円	補足給付 3.5万円	補足給付 1.0万円
	利用者負担 2.5万円	利用者負担 2.5万円	利用者負担 5.0万円
負担限度額 2.5～5.0万円 (低所得者の所得の状況等を勘案して定める額)			
	第1段階	第2段階	第3段階

(2) 食費に係る補足給付

基準費用額 4.2万円 (施設における食費の平均的な費用を勘案して定める額)	補足給付 3.2万円	補足給付 3.0万円	補足給付 2.2万円
	利用者負担 1.0万円	利用者負担 1.2万円	利用者負担 2.0万円
負担限度額 1.0～2.0万円 (低所得者の所得の状況等を勘案して定める額)			
	第1段階	第2段階	第3段階

2 高額介護サービス費の見直し

- 利用者負担第2段階（市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円／年以下）については、高額介護サービス費の上限を月額15,000円に引下げ（従来は24,600円／月）。
- 上記の措置は、施設サービス、在宅サービスいずれも平成17年10月から施行

3 社会福祉法人減免の運用改善

- 利用者負担第3段階のうち、所得の低い層についても社会福祉法人による利用者負担の軽減措置の対象となるよう、収入要件を150万円に引き上げるなど、よりきめ細かい対応が図れるように運用を改善。

4 旧措置入所者への対応

- 介護保険法施行法により実質的に負担軽減されている旧措置入所者については、平成17年10月からの居住費・食費に関する見直し後も、措置時代の費用徴収額を上回らないように負担を軽減。

5 境界層該当者への対応

- 介護保険制度における保険料、特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費の自己負担上限額について、より低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該低い額を適用。

6 税制改正に伴う対応

- 平成17年度税制改正（高齢者の非課税措置の廃止）については、地方税法上、平成18年度から2年間の経過措置が講ぜられることを勘案し、介護保険においても、保険料、利用料について平成18年度から次の経過措置を検討。

保険料：段階的な引き上げが可能となるようにする。

利用料：利用者負担段階が2段階上昇 → 1段階の上昇に止める。

利用者負担段階が1段階上昇 → 社会福祉法人減免により対応。

(参考) 介護老人福祉施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5 (4.5-5.5)	1.5	- (2.0-3.0)	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	利用者負担の上限を設定
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0 (7.0-8.0)	2.5	- (3.0-4.0)	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.6 (9.7-10.7)	3.0 (3.1)	- (4.0-5.0)	2.6	8.1 (12.8)	2.9 (2.6)	1.0 (6.0)	4.2	利用者との施設契約により設定

(参考) 標準的なケース

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注5) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注6) 高齢者夫婦2人暮らしで一方がユニット型の個室に入る利用者負担第4段階の者であって、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となる場合には、第3段階とみなして負担を軽減する方向で対応を図る。

注7) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、

(1) 利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、

(2) 利用者負担段階が1段階上昇する者については、社会福祉法人による減免措置を適用し、

その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護老人保健施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	5.9	3.3	-	2.6	8.3 (12.8)	3.1 (2.6)	(利用者と施設の契約により設定) (参考) 標準的なケース 1.0 (6.0)		

- 注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合
 注2) 要介護5・甲地のケース
 注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。
 注4) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。
 注5) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。
 注6) 高齢者夫婦2人暮らしで一方がユニット型の個室に入る利用者負担第4段階の者であって、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となる場合には、第3段階とみなして負担を軽減する方向で対応を図る。
 注7) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

(参考) 介護療養型医療施設の入所者における利用者負担の変化

(単位 万円/月)

[現 行] ⇒ [見 直 し 後]

改正後の利用者負担段階	利用者負担計	1割負担	居住費	食費	利用者負担計	1割負担	保険外に		利用者負担の上限を設定
							居住費	食費	
第1段階 例)生活保護受給者	2.5	1.5	-	1.0	2.5 (5.0)	1.5	0 (2.5)	1.0	}
第2段階 例)年金80万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	3.7 (5.2)	1.5	1.0 (2.5)	1.2	
第3段階 例)年金80万円超266万円以下の者	4.0	2.5	-	1.5	5.5 (9.5)	2.5	1.0 (5.0)	2.0	
第4段階以上 例)年金266万円超の者	6.3	3.7	-	2.6	8.9 (13.9)	3.7 (3.7)	1.0 (6.0)	4.2	(利用者との施設の契約により設定)

注1) 表中の()内は、ユニット型の個室の場合

注2) 要介護5・甲地のケース

注3) 改正後の1割負担については現行の介護報酬を基に機械的に試算したものである。

注4) 改正後の利用者負担段階の第1～3段階は、改正後の保険料段階の第1～3段階に相当する。利用者負担段階の第4段階は、保険料段階の第4段階以降に相当する。

注5) 「例」には、収入が年金のみで他に課税されるべき収入がないケースを記載。

注6) 高齢者夫婦2人暮らしで一方がユニット型の個室に入る利用者負担第4段階の者であって、残された配偶者の収入、資産が一定額以下となる場合には、第3段階とみなして負担を軽減する方向で対応を図る。

注7) 税制改正による利用料の上昇については、高齢者の住民税非課税限度額の廃止に係る地方税法上の激変緩和措置の対象者のうち、利用者負担段階が2段階上昇する者については、その上昇が1段階に止まるように激変緩和措置を講ずることとし、その負担軽減を図ることを検討。

(4) 利用者負担のガイドライン

- 低所得者以外の者については、利用者負担に歯止めがなくなるのではないか。

〈厚生労働省としての考え方〉

- 保険外となる居住費や食費については、事業者と利用者の契約を基本としつつ、適正な契約の確保や利用者保護の観点、さらに、低所得者対策として介護保険制度から補足給付が行われることから、国会審議等においても一定のガイドラインを示すことが求められているところであり、一定のルールの下で利用者負担がなされるよう、こうしたガイドラインの策定、周知を図っていく。

(参考) 居住費・食費の利用者負担のガイドラインに盛り込む事項について

1. 適正手続きの確保

- 利用者又はその家族に対する書面による事前の説明
- 利用者の書面による同意
- 居住費、食費の具体的内容、金額の設定・変更等に関する運営規程への記載及び施設内等への掲示 等

2. 利用者が支払う居住費、食費の範囲

(1) 居住費

- 利用者が支払う居住費の範囲は、居住環境の違い（個室、準個室、多床室）に応じて以下を基本とし、具体的には施設と利用者との契約により定める。
ユニット型個室、ユニット型準個室、従来型個室 : 室料及び光熱水費相当
多床室 : 光熱水費相当
- 水準設定に当たっての勘案事項は次のとおりとする。
 - ・当該施設における建設費用（修繕・維持費用等を含む（※））、光熱水費等の平均的な水準 ※公的助成の有無についても勘案すること。
 - ・近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準 等

(2) 食費

- 利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用相当を基本とし、具体的には施設と利用者の契約により定める。

3. 特別な室料等との関係

- 特別な室料(利用者の選定に基づく特別な居室等の提供に係る追加的費用)や特別な食費(利用者の選定に基づく特別な食事の提供に係る追加的費用)については、これまでも一定の要件を満たした場合、利用者に支払いを求めることが可能となっていたところである。
- これまで、保険給付の対象とされてきた居住費、食費を保険外負担とすることに伴い、特別な室料や特別な食費の支払いについては、現行の要件を満たすことに加え、さらに、一般の居住費、食費に対する「追加的費用」であることを明確化した上で求めるものとする。

※追加的費用の例

特別な室料：利用者の特別な希望に基づく居住環境（占有面積、立地条件、景観、インターネット接続等の利便性等）

特別な食費：利用者の特別な希望に基づくメニュー、食材等

(5) その他

- より良いケアのためには人員配置基準の見直しが必要ではないか。
- 現行の1単位当たりの単価の調整では、地域差を十分調整していないのではないか。

〈厚生労働省としての考え方〉

- 各サービスにおけるケアの評価の在り方については、平成18年4月の報酬改定に向け、介護給付費分科会でご議論いただく。
- 地域差の評価の在り方については、平成18年4月の報酬改定に向け、介護給付費分科会でご議論いただく。